

令和4年4月1日変更
~~令和3年5月19日一部変更~~
~~令和2年10月12日~~

専任教職員の皆さんへ

常葉大学/同短期大学部

新型コロナウイルス感染が判明した場合等の対応について

(令和4年4月1日より適用)

感染者となった場合

新型コロナウイルス感染者と確認された場合は、就業禁止とします（感染症法第18条第2項による）。出勤の再開にあたっては、保健所や医療機関の指示に従ってください。指示がない場合には、各キャンパス事務局長の指示に従ってください。教員にあつては、就業禁止期間中の授業については、後日、補講（遠隔授業、レポート課題も可）を行ってください。

濃厚接触者となった場合

濃厚接触者と認められた場合は、感染者と最後に接触した日を0日として7日間（ただし、本来勤務すべき日のみ）を在宅勤務とします。その期間中に発熱や息苦しさ等の症状が出た場合は、保健所に相談してください。また、8日目以降に発症する可能性もあるため、10日間を経過するまでは体温を測るなどの健康観察を必ず行ってください。

PCR検査等を受けた場合は、その結果を各キャンパス事務局長へ報告してください。検査結果が陰性でもあつても、7日間の在宅勤務とします。

なお、教員にあつては、在宅勤務期間中の授業については、教務課に連絡して遠隔授業を行ってください。体調不良等で遠隔授業ができない場合は、後日、補講（遠隔授業、レポート課題も可）を行ってください。事務職員にあつては、各キャンパスの事務局長の指示に従ってください。

濃厚接触者ではないが感染者との接触があつた場合

接触の状況にもよりますが、少しでも感染の不安がある場合は、感染者と接触した日から起算して7日間のうち本来勤務すべき日を在宅勤務とします。[健康管理表](#)によって、毎日の健康観察を必ず行い、発熱や息苦しさ等の症状が出た場合は、保健所に相談してください。PCR検査等を受けた場合は、その結果を各キャンパスの事務局長へ報告してください。検査結果が陰性でもあつても、引き続き在宅勤務とします。

教員にあつては、在宅勤務期間中の授業については、教務課に連絡して遠隔授業を行ってください。体調不良等で遠隔授業ができない場合は、後日、補講（遠隔授業、レポート課題も可）を行ってください。

感染者や濃厚接触者に対して授業や指導・助言・支援を行った場合

接触の状況にもよりますが、少しでも感染の不安がある場合は、7日間のうち

本来勤務すべき日を在宅勤務としてください。教員にあっては、この期間中は教務課に連絡して遠隔授業を行ってください。体調不良等で遠隔授業ができない場合は、後日、補講（遠隔授業、レポート課題も可）を行ってください。事務職員にあっては、各キャンパスの事務局長の指示に従ってください。[健康管理表](#)によって、毎日の健康観察を必ず行い、発熱や息苦しさ等の症状が出た場合は、保健所に相談してください。PCR検査等を受けた場合は、その結果を各キャンパスの事務局長へ報告してください。検査結果が陰性でもあっても、引き続き在宅勤務とします。

同居家族が濃厚接触者となった場合

毎日、[健康管理表](#)による健康観察を必ず行い、出勤前の検温やマスク着用等の感染防止対策を十分に行った上で出勤は可能ですが、不安を感じた場合は在宅勤務を認めます。少しでも体調不良を感じたときは、体調が整うまで自宅で休養してください。すべての症状が消失して、3日（消失日を0日とします）は在宅勤務とし、体調が整えば、出勤前の検温やマスク着用等の感染防止対策を十分に行った上で出勤は可能です。

同居家族に感染を疑わせる症状が出た場合

同居家族の症状が発生した日から、在宅勤務とします。同居家族がPCR検査を受けた結果が陰性の場合、又はすべての症状が消失して3日（消失日を0日とします）を経過したときは、出勤可能とします。[健康管理表](#)（大学のHPからダウンロード）によって、毎日の健康観察を必ず行い、発熱や息苦しさ等の症状が出た場合は、保健所に相談してください。PCR検査等を受けた場合は、その結果を各キャンパスの庶務課へ報告してください

発熱等の風邪の症状による体調不良の場合

発熱等の風邪の症状による体調不良の場合は、体調が整うまで自宅で休養してください。毎日の健康観察を必ず行い、息苦しさや強いだるさ等の症状が出た場合は、保健所に相談してください。

すべての症状が消失して、3日（消失日を0日とします）を過ぎて体調が整えば、出勤前の検温やマスク着用等の感染防止対策を十分に行った上で出勤は可能です。

【本件担当】

大学・短大本部事務局長 河上 泰英

TEL : 054-297-6120

E-mail : gakucho@tokoha-u.ac.jp